

保存版

平成 30 年 5 月 15 日

保護者の皆様へ

京都市立伏見板橋小学校
校長 藤田 路乃

台風時等の非常措置

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

1 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎ 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 7 時までに解除になった場合平常授業
- ・午前 9 時までに解除になった場合 3 校時（10 時 40 分）から始業
- ・午前 11 時までに解除になった場合 5 校時から始業（給食は中止）
月～水曜日は 13 時 55 分、木曜日は 13 時 30 分から始業
- ・午前 11 時現在、警報発令中の場合臨時休業

※在校中に発令された場合は集団下校します。迎えが来ることになっている児童は 学校に待機させます。

2 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

◎ 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 0 時までに解除になった場合 5 校時（13 時 55 分）から始業（給食は中止）
- ・午前 0 時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

※在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、4月10日付「災害緊急時の児童引渡しについて」でお伝えしています通り、「引渡し」が必要と判断した場合は、PTAメール配信・学校ホームページでお知らせします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。